

保険・年金

国民健康保険

国民健康保険の加入は

▶保険年金課保険年金係

職場の健康保険（健康保険組合、共済組合、協会健保など）に加入している方、後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受けている方などを除いて、その市区町村の区域内に住んでいる方は、すべて国民健康保険に入らなければなりません。

国民健康保険の届け出

▶保険年金課保険年金係

世帯に異動があったときには、必ず14日以内に届け出なければなりません（下表参照）。

◎届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）とマイナンバーのわかるものを必ずお持ちください。

◎外国籍の方は、在留カードをお持ちください。

◎下記以外に書類が必要な場合があります。

国民健康保険に加入するとき

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
市内に転入してきたとき	転出証明書
会社等の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書（単身の場合は、退職証明書または離職票でも可）
健康保険の扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	通帳（口座番号がわかるもの）、出産時の領収書、直接支払制度の同意書

国民健康保険をやめるとき

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
市外へ転出するとき	保険証または資格確認書
会社等の健康保険に入ったとき	いままでの国保の保険証または資格確認書・新しい健康保険の資格確認書、マイナンバーカードと資格情報のお知らせのいずれか
健康保険の扶養家族になったとき	健康保険の資格喪失証明書
生活保護を受けることになったとき	保険証または資格確認書、保護開始決定通知書
死亡したとき	保険証または資格確認書、会葬礼状写しなど、喪主の通帳

加入者の内容の変更をするとき

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	保険証または資格確認書

その他

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
後期高齢者医療制度の対象となったとき	手続きは不要です。（75歳の誕生日までに新しい資格確認書が送付されます。）
保険証を紛失したとき	
就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	在学証明書、保険証または資格確認書、転出先の住民票

国民健康保険で受けられる給付

▶保険年金課保険年金係

※今後の制度改正によって変わることがあります。

	こんなとき	一部負担金	その条件
医療費の給付	・病気になったとき ・けがをしたとき ・歯が痛いとき		国保を取り扱っている医療機関へ保険証、資格確認書または、マイナンバーカードを提示
療養費払い（現金給付）	やむを得ない事情で保険証、資格確認書または、マイナンバーカードを提示して医師にかかることができなかったとき 輸血のための血液代 コルセットを作ったとき あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき	・一般 3割 ・義務教育就学前 2割 ・70～75歳未満 2割（一定所得以上） 3割	やむを得ない事情であると国保が判断した場合 医師の証明書が必要 医師の同意書が必要（柔道整復師の施術を受ける場合は骨折・脱臼等の特定の症状のみ）

こんなとき	給付の内容
子どもが生まれたとき	出産育児一時金500,000円が支給されます。（産科医療補償制度加入の場合）※未加入の場合、488,000円
加入者が死亡したとき	葬祭費50,000円が支給されます。

高額療養費

▶保険年金課保険年金係

※今後の制度改正によって変わることがあります。

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、申請すると超えた部分が高額療養費として支給されます（福生市の国民健康保険に加入していない方的高額療養費は、ご加入の健康保険から支給されます。）。

■入院・外来時のお支払いが高額になる場合

国民健康保険に加入している方が入院・外来で病院にかかる際、あらかじめ窓口で申請することで限度額適用認定証の交付を受けることができます。病院の窓口で保険証または資格確認書と限度額適用認定証を提示することで、病院での医療費の負担額は各世帯ごとに定められた一定の限度額になります。

※70歳～74歳で限度額適用認定証を申請できるのは、住民税が非課税世帯の方と、自己負担割合が3割の方で住民税課税所得が690万円未満の方です。

※国民健康保険税を滞納している世帯の場合は、原則として限度額適用認定証の交付を受けられません。

※マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養における限度額を超える支払いが免除されます。なお、国民健康保険税を滞納している場合は、利用できません。

■厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する方は特定疾病療養受療証を保険年金係の窓口で申請し、医療機関に提示することで、自己負担額が1か月1万円（人工透析を要する慢性腎不全の70歳未満で所得が600万円を超える方は、自己負担額が2万円）となります。特定疾病療養受療証の申請の際は、医師の診断書（意見書）、届出人の身分証明書、マイナンバーがわかるものをお持ちになって保険年金係の窓口までお越しください。

こんなとき保険はききません

▶保険年金課保険年金係

- ①やむを得ない事情以外で保険証、資格確認書または、マイナンバーカードを提示せずに医療行為を受けた場合
- ②正常な妊娠、分娩、健康診断、予防注射、美容整形、歯列矯正など病気でない場合
- ③けんか・飲酒によるけが、犯罪行為や不行跡で起きた病気・けが
- ④仕事上の病気やけがで労働基準法、労災保険法の適用を受ける場合
- ⑤けが以外の理由で、リウマチ、五十肩、ヘルニアや疲労回復を目的としたマッサージ等を柔道整復師（接骨院、整骨院）で受ける場合

※交通事故など第三者の行為によって受けたけがの治療に国民健康保険を使用するときは、使用前に必ず保険年金係にご連絡ください。状況によっては使用できない場合があります。

国民健康保険税

▶保険年金課保険年金係

保険税の額は、前年の1月から12月までの所得に応じて計算する所得割額と、国保に加入している人数にかかる均等割額を合計したものです。
なお、所得に応じて軽減措置がありますので、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。
納税通知書は、毎年7月に送付します。

国民健康保険税の納付は

▶収納課収納係

国民健康保険税の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。
（P14「市税等の納付は」を参照）

■国民健康保険税の納付は口座振替で

国民健康保険税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期限ごとに金融機関の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。

申込方法 （P14「市税等の納付は口座振替で」を参照）

■納期限後の納税は

（P15「納期限後の納税は」を参照）

後期高齢者医療制度

75歳になると、それまで加入していた医療保険（国民健康保険・健康保険・共済など）から、自動的に「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。なお、65歳から74歳までの一定の障害がある方も加入することができます。

対象となる方

▶保険年金課後期高齢医療係

- ①75歳以上の方…75歳の誕生日当日から対象となります。
※後期高齢者医療制度の新しい資格確認書は、75歳の誕生日までにお送りします。
- ②65歳から74歳までの一定の障害のある方…市に申請し、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から対象となります。

※申請には、障害の状態を明らかにする書類「国民年金証書」「身体障害者手帳」などと、マイナンバーが確認できる書類を添えて、後期高齢医療係に届け出てください。

制度の運営

▶保険年金課後期高齢医療係

東京都内のすべての市区町村で構成する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。

※東京都後期高齢者医療広域連合が行うこと
被保険者の認定や保険料率の決定、医療の給付など制度運営を行います。
広域連合お問合せセンター TEL 0570-086-519

※市が行うこと
住所変更や各種申請などの受付、資格確認書の引渡し、保険料の徴収を行います。

届け出

▶保険年金課後期高齢医療係

次のようなときは、必ず14日以内に後期高齢医療係に届け出てください。

おもな場合 (理由)	手続きに必要なもの
都外から福生市に 転入したとき	負担区分等証明書
都外に転出する とき	被保険者証または資格確認書 ※負担区分等証明書を発行します。
都・市内で住所が 変わったとき	転居届により自動的に住所変更します。新しい住所に変わった資格確認書を発行します。
生活保護を受ける ようになったとき	被保険者証または資格確認書、保護開始決定通知書、マイナンバーが確認できる書類
生活保護を受けな くなったとき	保護廃止決定通知書、マイナンバーが確認できる書類

医療機関で受診するとき

▶保険年金課後期高齢医療係

「後期高齢者医療被保険者証」、「資格確認書」または、「マイナンバーカード」を医療機関の窓口に提示してください。医療機関での自己負担割合は、一般所得者等の方は1割、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。

負担区分の記載

▶保険年金課後期高齢医療係

マイナ保険証を使用していない方は、医療機関の窓口負担区分を記載した資格確認書を提示することで、保険適用の医療費等の支払いが自己負担限度額（所得によって異なる。）までとなります。次に該当する方は、後期高齢医療係に届け出ることで負担区分を記載した資格確認書の交付を受けることができます。

判定基準	負担区分表記
自己負担割合が1割の方で、世帯の全員が住民税非課税の場合	区分Ⅰ・区分Ⅱ
自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合	現役Ⅰ・現役Ⅱ

高額療養費の支給

▶保険年金課後期高齢医療係

同一月に後期高齢者医療制度による医療を受けて支払った自己負担限度額（所得によって異なる。）を超えたときは、「高額療養費支給申請書」を広域連合からお送りします。

※同一世帯に後期高齢者医療制度で医療を受けている方が複数いる場合や、病院・診療所・歯科・調剤薬局等で受診されている場合は、自己負担額を合算します。

※入院時の食費や保険が適用されない差額ベッド代などは対象となりません。

※申請期間は、原則として診療月の翌月の1日から2年間です。

特定疾病の場合

▶保険年金課後期高齢医療係

後期高齢者医療被保険者証をお持ちで、人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）、血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）H1V感染症の治療を受けている方は、特定疾病の自己負担限度額が一つの医療機関につき月額1万円になります。

※「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、窓口申請してください。申請した月の初日から認定となります。

後期高齢者医療保険で受けられる給付

▶保険年金課後期高齢医療係

次のようなときで、医療費等の全額を自己負担した場合は、後日、窓口申請することで、保険者が負担する額の払い戻しを受けることができます。

※広域連合が認めた場合に限られます。

申請に必要なもの（共通）		
- 被保険者証または資格確認書 - 本人名義の口座の確認ができるもの - マイナンバーの確認ができる書類		
こんなとき		申請に必要なもの
1	医師が必要と認めた、コルセットなどの治療用装具を購入したときや輸血の生血代など	治療用装具製作指示装着証明書 領収書
2	やむを得ない事情で被保険者証、資格確認書またはマイナンバーカードを提示できずに診療を受けたり、保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたとき	診療報酬明細書 領収書
3	医師が必要と認めた、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けたとき	医師の同意書 施術料金領収書
4	医師の同意を得て、骨折・脱臼などで柔道整復師の施術を受けたとき	施術料金領収書
5	海外の医療機関で診療等を受けたとき（日本の保険の適用範囲内に限ります。）	診療内容明細書 領収明細書 翻訳文 調査に関わる同意書 パスポート
6	医師の指示により緊急、その他やむを得ない理由等があった移送されたとき	医師の意見書 領収書

葬祭費

▶保険年金課後期高齢医療係

葬儀を行った方（喪主等）の申請により葬祭費5万円を支給します。

必要なもの	亡くなった方の被保険者証または資格確認書 会葬礼状または葬儀の領収書 葬儀を行った方の口座番号がわかるもの 葬儀を行った方の本人確認書類
-------	---

※葬儀を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

後期高齢者医療保険料

▶保険年金課後期高齢医療係

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。なお、所得に応じて軽減措置があります。保険料率については、2年ごとに見直され、東京都内で均一です。
※保険料決定通知書は、毎年7月に送付します。

保険料の納め方

▶保険年金課後期高齢医療係

納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

●特別徴収（公的年金からの引き落とし）

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が1回当たりの年金受給額の2分の1以下の方が対象です。

●普通徴収（納付書または口座振替による納付）

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替により納めていただきます。

※年度の途中で75歳になった方、転入してきた方等は、一定期間普通徴収となります。

■口座振替のご利用について

特別徴収の方や納付書で納めている方は、お申込みにより口座振替に変更できます。

申込方法 （P14「市税等の納付は口座振替で」を参照）

※特別徴収の対象となる方が口座振替に変更する場合は、「納付方法変更申出書」の提出が必要です。

▶収納課収納係

■ご利用いただける金融機関等は

後期高齢者医療保険料の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。
（P14「市税等の納付は」を参照。「その他の納付方法」のうち、③地方税共通納税システムを除く。）

■納期限後の納税は

（P15「納期限後の納税は」を参照）

保険料のお支払いに困ったとき

▶保険年金課後期高齢医療係

災害等により大きな損害を受けたときなど特別な事情により、保険料の支払いが困難になった場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにご相談ください。

温泉施設利用割引券を配布しています

▶保険年金課後期高齢医療係

温泉施設利用料金の一部を助成します。事前に、本人確認書類をお持ちになり、後期高齢医療係の窓口にご利用割引券の申請をしてください。

対象施設	・数馬の湯 檜原村 2430 TEL 042-598-6789
	・もえぎの湯 奥多摩町氷川 119-1 TEL 0428-82-7770
	・瀬音の湯 あきる野市乙津 565 TEL 042-595-2614
	・つるつる温泉 日の出町大久野 4718 TEL 042-597-1126
	・梅の湯 青梅市河辺町 10-8-1 河辺タウンビル B5・6階 TEL 0428-20-1026

国民年金

国民年金に加入する方

▶保険年金課保険年金係

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入することが必要となります。
加入種別によって加入手続きや保険料の納め方が異なります。

加入者	加入種別	加入手続き先	保険料
自営業・学生・自由業・無職などの方で20歳以上60歳未満の方	第1号被保険者	市役所 保険年金係窓口	自分で納めます。 定額保険料 月額 17,510円（令和7年度） 付加保険料 月額 400円（希望する方）
厚生年金に加入している会社員や公務員などで70歳未満の方（年金受給資格のある65歳以上は除く。）	第2号被保険者	勤務先	厚生年金保険料を納めます（給料から天引きされます。）。 （国民年金保険料は加入している年金制度から拠出されていますので、国民年金保険料として個別に納める必要はありません。）
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	第3号被保険者	配偶者の勤務先	自分で納める必要はありません。 （第2号被保険者が加入する年金制度が負担します。）
①日本に住む60歳以上65歳未満の方 ②老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方 ③外国に住む日本国籍の20歳以上65歳未満の方	任意加入被保険者 （希望により加入）	①③市役所 保険年金係窓口 ②青梅年金事務所	自分で納めます。 定額保険料 月額 17,510円（令和7年度） 付加保険料 月額 400円（65歳未満の希望する方） （定額保険料にプラスして納めます。）

国民年金の手続き

▶保険年金課保険年金係

こんなとき	被保険者の種別	届出先
20歳になって、厚生年金に加入している配偶者に扶養されているとき	第3号	配偶者の勤務先で手続きをしてください。
会社などを退職したとき	第2号 → 第1号	市役所保険年金係窓口
第3号被保険者の配偶者が会社などを退職したとき	第3号 → 第1号	市役所保険年金係窓口
第3号被保険者の方が、配偶者の被扶養者でなくなったとき	第3号 → 第1号	市役所保険年金係窓口
第3号被保険者の方の配偶者が65歳になり、第2号被保険者でなくなったとき	第3号 → 第1号	市役所保険年金課窓口
会社などを退職し、第2号被保険者の配偶者の扶養になるとき	第2号 → 第3号	配偶者の勤務先で手続きをしてください。
会社などに就職し、厚生年金に加入したとき	第1号 → 第2号	勤務先で手続きをしてください。
厚生年金に加入している配偶者の扶養になるとき	第1号 → 第3号	配偶者の勤務先で手続きをしてください。
任意加入をするとき（60歳以上65歳未満の方）	任意	市役所保険年金係窓口
任意加入をするとき（65歳以上70歳未満の方）	任意	青梅年金事務所
日本人の方が海外に転出し、任意加入するとき	任意	市役所保険年金係窓口

国民年金 こんなとき こんな年金があります

▶保険年金課保険年金係

こんなとき	年金の名称
65 歳になったとき	「老齢基礎年金」…国民年金保険料を納めた期間（第 2 号・第 3 号被保険者期間を含む。）や保険料免除期間などを合わせて 10 年以上ある方が原則として 65 歳から受けられます。
病気やけがで障害が残ったとき	「障害基礎年金」…国民年金加入中（保険料の納付要件あり）や 20 歳前に初診日（初めて医師の診察を受けた日）がある病気やけがによって、国民年金の障害等級の 1 級・2 級のいずれかに該当する場合に受けられます（初診日が 60 歳以上 65 歳未満で、老齢基礎年金を受給されていない国内在住の方も対象となります。）。 ※20 歳前に初診日がある場合は納付要件はありませんが、本人の所得による制限があります。
国民年金加入中などで亡くなったとき	「遺族基礎年金」…国民年金加入中の方（保険料の納付要件あり）、老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある方などが亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」、「子」に、子が 18 歳に到達する年度末になるまで、または障害等級 1 級・2 級の障害の状態にある子は 20 歳になるまで受けられます。

第 1 号被保険者（自営業の方など）の独自給付

▶保険年金課保険年金係

種類	支給要件	金額
付加年金	付加保険料（月額 400 円）を納めると、老齢基礎年金に上乗せされます。	200 円 × 付加保険料を納めた月数
寡婦年金	第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む。）として、保険料納付済期間と免除等期間を合わせて 10 年以上（平成 29 年 8 月 1 日より前に亡くなった場合、25 年以上の期間が必要）ある夫が 65 歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が 10 年以上）が 60 歳から 65 歳になるまでの間、支給されます。	夫が 65 歳から受給できた老齢基礎年金の 4 分の 3 に相当する額（付加年金は除く。）
死亡一時金	第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む。）として国民年金保険料を 36 月以上納めている方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です（配偶者、子が遺族基礎年金を受け取ることができるときは支給されません。）。	一時金の額 保険料を納めた期間に応じて 120,000 円～320,000 円
外国人の方のための 脱退一時金	年金の受給資格期間がないまま帰国された外国人の方を対象にした一時金です。国民年金保険料を納めた期間または厚生年金の加入期間が 6 か月以上あり、日本に住所を有しなくなった日から 2 年以内に請求を行えば、一時金が支給されます。	詳細は日本年金機構本部へお問い合わせください。 TEL（国内から）0570-05-1165 （国外から）81-3-6700-1165

第1号被保険者の保険料について

▶保険年金課保険年金係

1 保険料

定額保険料	月額 17,510 円（令和7年度）
付加保険料	月額 400 円

付加保険料を希望される場合、申請が必要です。付加保険料を納めた期間がある場合には、〔納めた月数×200円〕を年金額に上乗せして受けられます。

2 保険料の納め方

納付書（現金）で納付	毎月の保険料は翌月末日（納付期限）までに納めてください。 【納付場所】全国の銀行・郵便局・信用金庫・農協などの金融機関・コンビニエンスストア ※市役所の窓口では納めることができません。
納付書（現金）で前納	一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。
口座振替で納付	通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により「早割（当月末日振替）」にすると1か月あたり60円割引があります。
口座振替で前納	2年度分（4月分から翌々年3月分）、1年度分（4月分から翌年3月分）または6か月分（4月分から9月分または10月分から翌年3月分）の保険料をまとめて前払いすると、納付書（現金）で前納するより割引が多くなります。 ※口座振替の申込み 【申込窓口】市役所保険年金係窓口、青梅年金事務所、金融機関 【必要書類】①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ②年金手帳、基礎年金番号通知書または納付書 ③預金通帳 ④預金通帳届出印
クレジットカードで納付	毎月納付のほかに2年前納・1年前納・6か月前納も利用できます。ただし「早割」は利用できません。申込窓口は市役所保険年金係窓口、青梅年金事務所です。
電子納付	インターネットなどを利用して保険料を納付することができます。Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納めることができます。ご利用の金融機関にお問い合わせください。
スマートフォン決済アプリで納付	納付書のバーコードをスマートフォン決済アプリで読み取って納めます。

保険料の納付が困難なときは

▶保険年金課保険年金係

第1号被保険者で保険料の納付が困難なときは免除制度等があります。

①申請免除制度

保険料の納付が困難なときは、「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」それぞれの所得などが定められた基準を超えない場合、申請して承認されると、保険料の全額または一部が免除されます。

※退職〔失業〕等による特例免除があります。詳しくはお問合せください。

②納付猶予制度

50歳未満の方で「申請者本人」、「申請者の配偶者」それぞれの所得などが定められた基準を超えない場合は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生本人の所得などが定められた基準を超えない場合は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます（学生証をお持ちください）。次年度以降も学生納付特例を希望される場合、申請は毎年度必要となります。

※対象となる学校…大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など（一部対象外の学校があります。）

④法定免除制度

生活保護法による生活扶助を受けているとき、障害年金（1級・2級）を受けているときなど届出により保険料の全額が免除されます。

※①～④の制度の詳細はお問い合わせください。

※①～③の制度は、過去の期間について申請日より原則2年1か月までさかのぼって申請できます。

産前産後保険料免除制度

▶保険年金課保険年金係

第1号被保険者が産前産後期間の届出をすると、出産予定月または、出産月の前月から4か月分（多胎妊娠の場合は出産予定月または、出産月の3か月前から6か月分）の国民年金保険料が免除されます。

※出産予定日の6か月前から届出ができます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩（早産、死産、流産された人を含む。）をいいます。